

平成29年度初めて教職に就く臨時的任用教員研修実施要項

さいたま市教育委員会

1 目的

初めて教職に就く臨時的任用教員（以下、「初めての臨時的任用教員」という）を対象として、教育についての基本的事項に関する研修を行い、教師としての使命感、倫理感、実践的な指導力を養うことを目的とする。

2 対象

さいたま市立小学校・中学校・特別支援学校臨時的任用教員（ただし、非常勤講師を除く。）として勤務し、且つ、原則として教職に就くのが初めての者とする。

3 期間

臨時的任用期間内とする。

4 内容及び方法

(1) 機関研修

機関研修は、さいたま市教育委員会（以下、「教育委員会」という）が実施計画を作成し、教育委員会の指導主事等が指導者となって実施する。

(2) 学校研修

学校研修は、教育委員会が作成する実施計画に基づき、初めての臨時的任用教員が所属する学校において実施する。その際、校長は、指導教員を指名し（校長及び教頭、教務担当、学年主任、教科等主任等）、学校の実情に合わせて指導教員を中心に取り組むよう配慮する。

また、校長、教頭及び指導教員は、初めての臨時的任用教員が日常的な実践において、OJT※を通じて必要な知識や技能及び意欲などを継続的に高められるよう方策を講じるものとする。

5 細則

この実施要項の細則は別に定める。

附 則

この実施要項に定める事項は、平成29年4月1日より施行する。

※ OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング（職場内研修）

平成29年度初めて教職に就く臨時的任用教員研修実施要項細則

さいたま市教育委員会

1 目的

初めて教職に就く臨時的任用教員研修実施要項に基づき、初めて教職に就く臨時的任用教員研修の円滑な実施を図るため、初めて教職に就く臨時的任用教員研修実施要項細則を定める。

2 対象

さいたま市立小学校・中学校・特別支援学校臨時的任用教員（ただし、非常勤講師を除く）として勤務している者で、次のいずれかに該当する者。（年度途中に採用になった者を含む）

- (1) 教職に就くのが初めての者。
- (2) (1) 以外の者で全ての研修項目を修了していない者。

3 研修の実施

(1) 研修計画

- ① さいたま市教育委員会（以下、「教育委員会」という）は、平成29年度初めて教職に就く臨時的任用教員研修 研修計画を作成する。
- ② 平成29年度初めて教職に就く臨時的任用教員研修 研修計画においては、機関研修、学校研修の項目及び時期、その他必要な事項を定めるものとする。

(2) 機関研修

- ① 教育委員会は、研修対象者が参加しやすいよう、教育委員会が実施する研修の回数及び時期等を考慮する。
- ② 教育委員会は、研修対象者の実態を考慮するとともに、既に研修した内容との重複がないように研修を実施する。

(3) 学校研修

- ① 校長は、教育委員会が示した研修項目を参考に、日々の教育活動に直結する実践的内容を取り上げる。
- ② 学校研修計画においては、研修対象者の実態を考慮するとともに、機関研修との関連に配慮して、計画的かつ円滑に研修を実施する。
- ③ 学校研修時間は、1研修項目について1時間程度とする。
- ④ 1か月につき、2項目程度の研修を原則とするが、必要に応じて集中的に行うこともできるものとする。

4 研修の記録

- (1) 教育委員会及び校長は、研修対象者が履修した研修項目について「初めて教職に就く臨時的任用教員研修『記録票』」に記録する。再び採用された臨時的任用教員に対しては、未履修の研修項目を確認の上、継続して履修した研修項目について同様に記録する。
- (2) 全ての研修が修了したら、全ての研修項目に承認印が押印してある「初めて教職に就く臨時的任用教員研修『記録票』」の写しを教育研究所長宛に、指定された日までに提出するものとする。

5 その他

その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この細則に定める事項は、平成29年4月1日より施行する。